

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第6、議案第31号 平成25年度松崎町災害対策本部非常用発電機設置工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第31号は、平成25年度松崎町災害対策本部非常用発電機設置工事請負契約の変更についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 金刺英夫君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○9番（一瀬寿一君） こんなことはもう承知していたのではなかろうかと私は思うわけですが、けれども、契約の時点でよほど慎重に契約しないと、こういうことが出てくるわけだね。後から追加して、こうですって、これを飲まなければやれない。ちょっと全ての面で、私は慎重さというか、緊張さというか、そういったあれが足りないような気がするわけですが、こんなものが出て来てね。なんで業者に・・・、あのとき契約したからもうだめだよと言うくらいの強い姿勢がなかったのかどうか。その辺は、いきさつをちょっと教えてください。

○総務課長（金刺英夫君） 大変厳しいお言葉でございますが、私どもも一応ボーリング調査等々を踏まえた中で、こういった工事発注の時期となってしまったというふうな形、9月補正の中で、基礎杭の強化、そういったものを踏まえた中での発注時期という形になりまして、全体的に遅れてしまって、こういった結果になったということは、大変申し訳なく思うわけでございます。

ただ、業者とのやり取りの関係の中では、当初は、なんとかいくだろうという形で工期等々の詰めを行っておりましたが、先ほど申しましたように、受注生産である発電機、キューピクル、こういったものが全国的な需要の増というふうな・・・、これには東日本大震災等々の影響の復興事業等々が重なってきたということからでございまして、そういったところも「事前に配慮できなかったのか」と言われれば、そのところは大変申し訳ないんですけれども、そこまで気が回らなかったというか、そういった反省点はございます。

そういったことを踏まえた中で、今回申し訳ございませんが、契約変更とさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○9番（一瀬寿一君） よくわかるわけだけでも、しかし、金額が相当大きいんですよね。

ですから、私は言うんですけれども、やっぱり議会の方へもやっぱりチェック機関として、やっぱりこういうことを指摘しておかないと、このまま「はい。わかりました。そうですか」って、これで賛同していたのでは、私は議会のありなんか何もいないチェック機関もいないよということになってしまうわけで、度々申しますけれども、あのときの入札も7社でしたか、それが2社。5社が辞退をして、2社で入札をした。あれもおかしくはないかということを盛んに言ったわけですが、事前に何かわかったようなことも聞きましたので、こんなことがあり得ていいのかなというようなこともその時に申し上げましたけれども、やはり一つずつ、やっぱり確実な入札方法をしかとやらないと、こういう結果が出て来るんじゃないかなと思うわけですよ。

だから、本来なら、町当局の方も一切受け付けない。契約どおりやってくれというくらい強い姿勢がないと、やっぱり今後もこういうことが出て来ると思う。その辺をもう一度、町長、聞かせてくれませんか。

○町長（齋藤文彦君） 全員協議会的时候も指摘をいただいたわけですが、町は町としてちゃんとやってきたつもりわけですが、こういうことになって非常に申し訳なく思っているわけでございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○1番（藤井 要君） 当初、契約締結してから完成まで約4カ月、それから、変更期限、またこれは約4カ月経って完成ということなんですけれども、なぜこんなに完成まで……。キューピクル等ができてくるということもあるでしょうけれども、その期間があるということでしょうけれども、あれですかね。これはいつ頃、キューピクルとか納品が遅れるといったそういう話し合いが持たれたのか、その日付はいつ頃ですか。

○総務課長（金刺英夫君） それは明確に答えられなくて申し訳ないんですけれども、年末頃だったかと思います。そういったことを踏まえまして、一応最終的にキューピクル納入を4月末くらいまでというふうな形で見込みまして、全体的に工期が延びた期間が多すぎるのではないかという形になりますけれども、養生期間というものを十分にこの際みさせていただいたということでございます。

○1番（藤井 要君） キューピクルの遅れというか、その・・・、12月末にあったということで、11月20日に契約したということになりますと、これは、業者はかなり甘いですよ。も

う12月20日に納品ができないということで、1カ月前に請けたということになると、かなり業者の方にも責任があると思うんですね。

町長、その辺はどうお考えですか。

○町長（齋藤文彦君） 何を言っても言い訳になるところがあるわけですがけれども、甘かったところがあるなと反省しているところでございます。

○1番（藤井 要君） どういう交渉内容と・・・、あまり詳しいことを言うともたまずいという点がすぐにあるかもしれませんけれども、その点に関して、どういう交渉内容を行ったのか。支障のない範囲で皆さんにお知らせすることも必要じゃないかと思えますけれども、お願いします。

○総務課長（金刺英夫君） 交渉内容と言いましょうか、定期的に業者、設計監理を委託している方と打ち合わせを行っております。そういった中で、当初、私どもの方も3月いっぱいという形で工期を設定しているということで、その辺の工期遵守というものをお願いはしたわけですが、先ほど申しましたように、いずれにしても、ちょっと状況的に納品が間に合わないという判断が最終的に行われまして、先だつての全員協議会でお話したような経過になっております。

○10番（鈴木源一郎君） この契約変更の247万何某は、工事の総額の消費税分のプラスになるんですか。それとも、内渡しもあるだろうし、工事の進行もしていることから見れば、全部が全部対象にならなくてもよくはないかという解釈ができるわけですが、どうですか。

○総務課長（金刺英夫君） 消費税につきましては、当初の本工事落札額に対しましての増税分というふうなことでございますので、工事の金額そのもの、本工事費に対する税という形でご理解いただければと思います。

○10番（鈴木源一郎君） もろに全額の8パーセントという差額をここで計上するということなんですか。

○総務課長（金刺英夫君） 今回増額する3パーセントを増額させていただくというものでございます。それが今回の額でございます。

○2番（福本栄一郎君） 今の10番議員の・・・、関連しますけれど、建設工事変更請負仮契約書、請負代金247万5000円、うち消費税が247万5000円。

それで、工期が7月15日まで延長する。その工事変更が、工事の内容の変更だったらいざしらず、消費税そのものを追加して、プラスアルファに業者に払いますという、この契約書

自体が全国的にも珍しいと思うんですよ。この契約書でいいんですか。

5パーセントから8パーセントになった。確かに、金額的に増えているけれども、工事内容の変更を伴わない。工期の変更。それについて、建設工事変更請負仮契約書ということ自体が・・・、表示の仕方というんですか。これはちょっと検討したんですか。その辺を教えてくださいませんか。

○総務課長（金刺英夫君） 今回の契約変更につきましては、私どももあまり慣れていないこととございますので、産業建設課を通じまして県の方へ照会をさせていただきまして、こういった表示という形にさせていただいております。

○2番（福本栄一郎君） 県に照会したということは、指導を受けたということはいいと思うんですけど、静岡県ではそういった例があるんですか。5パーセントから8パーセントになった、この請負契約書でいいですか・・・、誰が県で指導したかわかりませんけれども・・・。

要するに、これは工事内容、増額か減額、あるいは工期の延長ということだったらわかるけれども、消費税そのものを増やすということの・・・、建設工事請負契約書ということではないんですか。その辺をもう一度伺います。

○総務課長（金刺英夫君） 県も消費税増税は今回初めてでございますので、こういうパターンは。ですから、おそらく県も初めての中でのこういった指導をいただいたというふうに私どもの方は理解しておりますので、そういった形でございます。

○2番（福本栄一郎君） 県だから、県だからと言って、それを押し付けるということじゃなくて・・・、ほかの例えば、一つの文書でいいんじゃないですか。これはただ工期だけやって、仮請負で、請負代金0として、消費税を増額すると、ほかの文書で私はいいと思うんですけど、その辺を再度確認いたします。

○総務課長（金刺英夫君） 議員がおっしゃるのは、請負金額が変わらないからということですが、請負金額というのは、消費税を含んだものを業者が請け負っているというふうな形で理解しておりますので、そのものの額を変更することになりますので、こちらの表示で間違いはないかというふうに理解しております。

○7番（関 唯彦君） ちょっと無知というか、あれで、源一郎議員が聞いたんですけど、だいたい普通3回とかなんかで内金を払ったりなんかしますよね。工事に関して、その進み具合によって、3月末までに払う金額があったのか、あったとすれば、それまでも8パーセントがかかるのか、その辺を教えてください・・・。

○総務課長（金刺英夫君） これまでに前払金として払っております。工事代金の中にですね。そういったものも、要するに、これまでに終わったものに対してまで消費税が増税されるのかというふうな形なんですけれども、これも以前お話したかと思えますけれども、これを受け取った日というような、工事の完成した日になっておりますので、全額工事費に対して消費税がかかるという形になります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第31号 平成25年度松崎町災害対策本部非常用発電機設置工事請負契約の変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---